

都区のあり方検討に関する今後の進め方について

1 都区の事務配分に関する検討について

- (1) 事務配分の検討は、第3回都区のあり方検討委員会（平成19年10月10日）で確認した事務配分の検討の手順等に基づいて進める。その際、都民区民に対する行政サービスをより充実させるという観点から、建設的な検討を行う。
- (2) 今後の検討に当たり、検討対象事務リスト1①及び②の事務については、事前の準備及び調整がさらに必要であることから、同リスト1③の事務から検討を行う。
- (3) 検討の方法については、限られた日程の中で効率的に進められるよう、都区間で事前の調整を行い、幹事会で検討する事項の重点化を図る。具体的な検討資料、検討方法等については、検討の効率化の観点から、柔軟に対応する。

2 特別区の区域のあり方に関する検討について

- (1) 区域のあり方の議論を進めるに当たっては、都区双方が示した論点等を活用する。
- (2) 事務配分の検討の過程で、特別区の区域のあり方との関係についても議論を行う。